会員ニュース　第 70 号

令和 8（2026）年 7 月 21 日
（一社）全国届出自動車教習所協会

会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会議等

6 月 24 日（水） ブロック長会議（オンライン）

7 月 7 日（火） ブロック長会議・令和 8 年度第 1 回理事会

令和 8 年度 第 43 回通常総会および第 2 回理事会のご報告

令和 8 年 7 月 17 日（金）、アルカディア市ヶ谷 私学会館において「令和 8 年度 第 43 回通常総会」が開催されました。総会では、令和 7 年度の事業報告および収支決算報告・監査報告（第 1・2 号議案）、令和 8 年度の事業計画および収支予算案（第 3・4 号議案）、そして役員選任（第 5 号議案）が審議され、いずれの議案も異議なしで可決されました。また、意見交換会では、警察庁交通局運転免許課課長の小倉隆久様よりご挨拶を頂戴いたしました。

同日開催された第 2 回理事会では、代表理事の選定が行われ、以下の新役員体制が満場一致で可決されました。

・会長（代表理事）： 竹村 郡徳（高田自動車練習所）

・副会長（代表理事）： 桐原 清見（吉田自動車教習所）

・副会長： 井関 和則（苗穂自動車学校）

就任にあたり、竹村会長より「役員一丸となって協会運営に尽力致しますので、引き続き皆様からのご指導・ご協力をお願いします」との挨拶がありました。

改正「危険運転致死傷罪」の施行について

本日、7 月 21 日より、危険運転致死傷罪の対象行為をより明確化する改正自動車運転処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）が施行されました。従来、「正常な運転が困難な状態」「進行の制御が困難な高速度」といった要件があいまいで、悪質・危険な運転にもかかわらず過失運転として扱われる事例があるとの指摘を踏まえ、今回の改正で数値基準等が新たに設

けられています。

主な改正のポイント

・速度超過：法定最高速度が時速 60 キロ以下の道路では時速 50 キロ以上、60 キロを超える道路では時速 60 キロ以上超過する速度での運転を、危険運転致死傷罪の対象として明確化

・飲酒：呼気 1 リットルあたりアルコール濃度 0.5 ミリグラム以上、または血液 1 ミリリットルあたり 1.0 ミリグラム以上の状態での運転を対象として明確化

・いわゆるドリフト走行など、意図的にタイヤを滑走・浮揚させて進行の制御を困難にする走行を、新たに対象行為として追加

各会員教習所の皆様におかれましては、教習および各種講習の場を通じて、今回の改正の趣旨や新たな数値基準について教習生・受講者への周知にご協力いただくとともに、遵法精神と安全運転意識のより一層の向上に向けたご指導を賜りますようお願い申し上げます。

お盆期間における講習資料等の発送休止について

（一財）全日本交通安全協会より、自転車大会およびお盆期間中の講習資料等の発送業務休止について、下記のとおりご案内がありました。ご注文の際はご留意くださいますようお願いいたします。

・発送業務休業日：8 月 10 日（月）、8 月 12 日（水）～14 日（金）

なお、上記期間中のご注文受付は 8 月 7 日（金）午前中までとなります。遠方の道県、一部郡部、離島等につきましては、余裕をもってご注文いただきますようお願いいたします。

お盆期間前の納品を希望される場合の注文期限（目安）

・沖縄、離島： 7 月 23 日（木）14 時まで

・北海道・九州： 7 月 30 日（木）14 時まで

・東北・関西・中国・四国： 7 月 31 日（金）14 時まで

・中部： 8 月 3 日（月）14 時まで

・関東： 8 月 4 日（火）14 時まで

上記は天候不良等がない場合に確実に納品できる目安であり、期限を過ぎるとお盆明けの納品となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。